

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第3四半期）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市立弘済院附属病院別館漏水に伴うエレベーター臨時点検整備業務委託	01:02:機械設備等 保守点検	株式会社 アスウェル 代表取締役 黒川 洋	60,500	2024/10/21	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 4 既契約と密接関係	—
2	令和6年度大阪市立弘済院附属病院別館漏水緊急修繕業務委託	01:02:機械設備等 保守点検	株式会社モリテック 代表取締役 西 恵子	594,000	2024/11/7	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第5号	G11 設備復旧応急業務	—
3	[中央臨床検査部] 電子カルテ用プリンター修繕	13:26:その他	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 土岐 雄一	24,200	2024/11/21	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 3 特殊技術による (メーカー修繕)	—
4	令和6年度大阪市立弘済院附属病院吸収式冷温水機2号機用冷温水ポンプ修繕	01:02:機械設備等 保守点検	川重冷熱工業株式会社 西日本支社 支社長 高畑 輝彦	1,210,000	2024/11/22	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 3 特殊技術による (メーカー修繕)	—
5	令和6年度大阪市立弘済院会計年度任用職員特定業務従事者健康診断等業務委託(概算契約)	138:集団検診	医療法人 橘甲会 理事長 中川 正	23,100	2024/12/2	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第6号	G28 他業務との重複のため同一が有利	—
6	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム スチームコンベクションオーブン軟水器カートリッジ交換(その2)	31:業務用厨房機器	日本調理機株式会社 関西支店 支店長 小西 洋	44,000	2024/12/3	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 3 特殊技術による (メーカー修繕)	—
7	令和6年度大阪市立弘済院中央監視装置コントローラー用無停電電源装置取替業務委託	01:14:その他設備	株式会社 アスウェル 代表取締役 黒川 洋	467,500	2024/12/6	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 4 既契約と密接関係	—
8	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム エレベーター制御盤内オイルコンデンサ取替	02:05:エレベーター設備	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社 執行役員 関西支社長 藤澤 孝	119,900	2024/12/26	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G 4 既契約と密接関係	—

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立弘済院附属病院別館漏水に伴うエレベーター臨時点検整備業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪府羽曳野市伊賀 5 丁目 1 番 4 号

業者名 株式会社アスウェル

代表者 代表取締役 黒川 洋

### 3 随意契約理由

弘済院附属病院別館屋上に設置している給湯用膨張タンクの定水位弁が経年劣化により開いた状態で固着し、水が出っ放しの状態になった。その結果、タンクの直下にあるエレベーターシャフト内に大量の漏水が浸入し、特にカゴ上部の機器類が水を浴びたため、漏電や電気回路のショートが発生し、機器が故障する恐れがある。安全確保の観点から、運行再開前に保守業者による臨時点検を行う必要がある。

エレベーターの運用管理及び保守は上記業者が請け負っており、既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、点検のあとのエレベーターでの保守・管理について責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことより上記業者に臨時点検を依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06（6871）8003

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院附属病院別館漏水緊急修繕業務委託

## 2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区木川東2-8-29

業者名 株式会社 モリテック

代表者 代表取締役 西 恵子

## 3 随意契約理由

弘済院附属病院別館屋上に設置している給湯用膨張タンクの定水位弁が経年劣化により開いた状態で固着し、水が出っ放しの状態になった。その結果、下階やエレベーターシャフト内に大量の漏水が浸入し、施設運営に多大な影響を及ぼした。定水位弁を取り替えなければ、漏水が再発する恐れがあるため、早急に取り替える必要がある。

以上のことより、緊急工事業者リストに基づき、上記業者に修理を依頼する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06（6871）8003

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

[ 中央臨床検査部 ] 電子カルテ用プリンター修繕

### 2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社

デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

### 3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコー社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課 ( 附属病院グループ )

電話番号 : 06 - 6871 - 8034

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院附属病院冷温水機2号機用冷却水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

大阪市東淀川区東中島1丁目19番4号

川重冷熱工業株式会社 西日本支社

支社長 高畑 輝彦

### 3 随意契約理由

夏場の冷房運転時に、附属病院の吸収式冷温水機2号機用の冷却水ポンプから異音が発生し、加えてシャフト部分から相当量の漏水をしているのが発見された。このまま放置すればポンプが運転不能となり、冷温水機が冷却されず、冷房運転が出来なくなるため、来シーズンの冷房運転開始までに修繕を行う必要がある。

当該吸収式冷温水機の修繕業務には特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があることから、製造元であり保守契約を結んでいる上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（病院）（電話番号 06-6871-8034）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院会計年度任用職特定従事者健康診断等業務委託（概算契約）

### 2 契約の相手方

大阪市中央区内久宝寺町3-4-1

医療法人 橘甲会 理事長 中川 正

### 3 随意契約理由

労働安全衛生法第66条第1項並びに労働安全衛生法施行規則第44条第1項の規定により、事業者は、一定の要件を満たす職員に対し定康診断を受診させる義務が課せられている。

本務職員及び1週間当たりの所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の会計年度任用職員（以下「本務職員等」）の健康診断業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、1週間当たり3日以下勤務の会計年度任用職員のうち受診が必要とされる職員及び電離放射線業務従事者については、各所属において、契約を締結する必要がある。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と診断場所及び日時を合わせることができ、健診場所の事前準備経費及び健診スタッフの人件費等が不要であり、効率がよく安価となる。

以上のことから、週3日以下勤務の会計年度任用職員の特定業務従事者健康診断及び特殊健康診断について、大阪市職員定期健康診断実施業者と特名随意契約にて契約を締結することとする。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）（電話番号 06-6871-8002）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム  
スチームコンベクションオープン軟水器カートリッジ交換（その2）

### 2 契約相手方

所在地：大阪府豊中市走井2-9-2  
事業者名：日本調理機株式会社 関西支店  
代表者：支店長 小西 洋

### 3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの厨房で使用しているスチームコンベクションオープンに付随する軟水器カートリッジが取替時期となった。

目詰まりによるボイラーの故障を防ぐため、カートリッジの交換を行う。

当該機器は株式会社コメントカトウにより製造されたものであるが、保守管理等については販売店に委託しており、他社が修繕等を行うと責任の所在が不明確となることから、当該機器の納品を行った上記事業者に依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局 弘済院 管理課（施設運営）  
電話番号：06-6871-8020

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院中央監視装置コントローラー用無停電電源装置取替業務委託

### 2 契約の相手方

所在地 大阪府羽曳野市伊賀5丁目1番4号

業者名 株式会社アスウェル

代表者 代表取締役 黒川 洋

### 3 随意契約理由

第1電気室にある中央監視装置のローカルコントローラーに電源を供給している無停電電源装置（UPS）が経年劣化による出力異常が発生し、正常に電源供給が出来なくなりました。コントローラーが作動しないと、中央監視室からの遠隔操作及び監視が出来なくなり、設備故障や警報が発生した場合に迅速かつ的確な対応が取れず、施設運営に重大な支障をきたす恐れがあるため、早急に修繕する必要があります。

中央監視装置の運用管理及び保守は上記業者が請け負っており、既に契約した業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、取替作業のあとの中央監視装置での設定・確認など責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことより上記業者に本修繕を依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理）

06（6871）8003

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度

大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム エレベーター制御盤内オイルコンデンサ取替

### 2 契約の相手方

所在地 大阪市北区天満橋1丁目8-30

事業者名 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社

代表者 執行役員関西支社長 藤澤 孝

### 3 契約理由

弘済院第2特別養護老人ホームのエレベーター制御盤に「火花消去器」として使用しているオイルコンデンサに微量PCBが含有している可能性があるためと製造者から通知があった。

微量PCBを含有している機器については、法律に基づき令和8年度末までに処分を行う必要があるため、早急にPCB含有の有無を確認しなければならない。

そのため、今年度中に既存コンデンサの回路から取外しを行い、令和7年度にPCB含有分析調査をする必要がある。

今回のコンデンサの取替を行うにあたり、当該設備の製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に、使用部品や製造業者の技術情報も不可欠である。

以上により、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる上記事業者に本業務を依頼する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

### 5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020